

- ≪ 当事業の説明 ≫ **ご利用は無料です。** ☆ **支援対象企業者** は次頁でご確認ください ☆
- 地域産業保健センター（ちさんぽ）は、**中小企業を支援するための国の事業**としてサービスを提供しています。限られた予算内での対応ため**企業規模で労働者50人未満**、中でも**新規申込事業者を優先**といたします。申込時点での、日時・期限の指定には応じられません。又、申込が直ちにサービスの提供をお約束するものではありません。特に、企業内に産業医がいらっしゃる場合はオンライン面談等、企業内での対応をご検討下さい。法令遵守の観点から、貴社（グループ）全体でご相談いただくようお願いいたします。面接ご希望の際、先ずは下記へご連絡ください。ご事情やご希望を伺うため、当方よりお電話いたします。
- こちらもご参照ください⇒ [【ちば産保だより 2021.4.pdfhas.go.jp】](#)

≪ 利用方法の説明 ≫ ～ご準備から当日まで～

- ① 『利用申込書』の作成 ⇒メール添付でお送り下さい。（Excel 又は pdf）
  - 東葛北部は（柏市・松戸市・野田市・流山市・我孫子市）に対応しています。本人の終了場所と担当する医師によって、所在市以外へご案内することもございます。
  - 所属が複数事業場の場合にはそれぞれについてシートを作成してください。
  - 申込事業場の情報、企業全体の情報等（産業医・労働者数）を**洩れなく記入**してください。
  - 連絡欄へは書類発送時期や連絡時間帯等の希望をご記入下さい。
  - 下部のチェックボックス 7..監督署紹介....☑ は今回に限定した設問です。相違の無いようご注意ください。

**申込内容の確認後、『受理』のご連絡と必要な準備書類の様式をメール添付でお送りします。**
- ② 面接に必要な書類について ～対象者へ**面接の趣旨を説明の上**、記入用紙をお渡し下さい～
  - ア. 様式地5『労働時間等に関するチェックリスト』⇒ 担当者（申込窓口の方）が記入
  - イ. 様式地4『医師による面接指導申出書』⇒ 面談者本人が記入
  - ウ. 『面接指導チェックリスト』⇒ 面談者本人が記入

※本人記入書類に漏れがないかご確認下さい。漏れていた場合は追記をお願いします。

  - エ. 健診結果の個人票（コピー） ※1年以内・血液検査のあるもの **※無い場合は実施不可。**

※健診票コピーは縮小不可。数値が見やすい大きさと濃さで取って下さい。（通常横版はA3）
- ③ ①申込書を印刷・表紙にして②4点のコピーをレターパックプラスで郵送して下さい。
  - ・ホチキス止めをせず、重ねてA4サイズに折ってください。（控えをとらせていただく為）
  - ・複数名ご依頼の場合は1名分ずつファイルに分けて入れてください。
  - ・ご事情によっては**電子メールでのご送付が可能**です。（お電話した際に可否をお伝えします。）
- ④ 書類到着～1か月の間で医師と日時（候補）調整に入ります。**基本的に平日の昼間になります。**
  - ※面接日時・場所の候補を連絡しますので本人に確認してください。ある程度の希望は考慮しますが制約が多いと実施が困難です。早期に面談出来るように就労への配慮をお願いします。
- ⑤ 面接当日 ⇒案内日時の5分前に会場に到着できるように下記の説明と確認をお願いいたします。
  - ・限られた時間内の対応ですので予定時間に遅れますと実施出来ない可能性があります。
  - ・診察ではありませんので食事は摂って来ていただいて結構です。保険証も必要ありません。
  - ・持病のある方はお薬手帳や処方箋のコピーをご持参いただくとお話がスムーズです。
  - ・所要時間の目安：30分程度です。書面作成時間を含め個人差がありますので前後の余裕を見て下さい。
  - ・終了後【面接指導結果報告書・意見書】を本人にお渡しします。担当者への直接郵送は行いません。本人から会社へ提出していただくよう提出方法は事前に本人と打ち合わせして下さい。
  - ・【面接指導結果報告書・意見書】の内容を基に、**就労措置について貴社内で相談・対応して下さい。**

※感染症対策の為、**マスク着用は必須です。ご持参下さい。**手指消毒と検温にもご協力をお願いします。

※当日、発熱や体調不良、兆しのある場合は延期します。無理をせず早めに小島の携帯へご連絡下さい。

※基本、**日時確定後の変更は承れません。**確実に来訪いただけるよう**体調管理と業務調整**をお願いします。

お問い合わせは下記にて承ります。常勤・常駐ではありませんので返信までにお時間をいただくことがあります。又、外出時は応答困難な場合もありますので、不在の際は伝言を残して下さい。よろしくお願いいたします。

書類送付先  
お問合せ

〒277-0852 千葉県柏市旭町1-4-18 後藤ビル2F 千葉北部読売会内  
東葛北部地域産業保健センター コーディネーター 小島 幸江  
TEL：080-9370-2053 Mail：tokatusanpo@chibas.johas.go.jp

## 《ご確認ください：当センターの支援対象企業者について》

- ◎ 中小企業基本法では、中小企業者の範囲と小規模企業者の定義を下記のように規定しています。この範囲に該当しない大企業、(もしくは みなし大企業)については支援対象外とさせていただきます。小規模企業者を優先するため、AかB一方のみ該当する企業の場合、待機時間が長くなることが想定されます。混雑状況により、本社や一定の資本関係にある事業者の産業保健スタッフへの協力要請等、貴社内での対応をお願いする場合があります。申込事業場の労働者が50人未満であったとしても、ご利用いただけないことがあることについて、ご理解と ご了承いただきますようお願いいたします。尚、労働基準監督署からの指導・紹介がある場合は、ご事情を伺い対応を検討しますので、お問合せ下さい。

### 『中小企業・小規模企業者の定義』

(参考) 中小企業基本法第2条第1項 (中小企業者の範囲及び用語の定義)

[中小企業・小規模企業者の定義 | 中小企業庁 \(meti.go.jp\)](#)

業種	中小企業者 (A、又はBのいずれかに該当する企業)		小規模企業者
	A.資本金の額 又は出資の総額	B.常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業 その他の業種 (②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

中小企業基本法の中小企業者の範囲は、個別の中小企業施策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、各法律や支援制度における「中小企業者」の定義と異なることがあります。(中略) 詳しくは、[法律の所管担当や補助金等の各窓口](#)にご確認ください。

### 【みなし大企業】とは？

「みなし大企業」とは、組織規模（資本金や常時使用している従業員数等）としては、中小企業基本法第2条に定められた中小企業の定義に該当していたとしても、その実態は大企業だとみなされる企業です。**大企業である親会社から出資を受けているなど、実質的に大企業が経営に参画している会社のこと**をいいます。

「大企業が実質的に経営に参画している」状態とは、次の条件に該当するケースを指します。

- ・大企業が単独で発行済株式総数または出資総額の2分の1以上を所有または出資していること。
  - ・大企業が複数で発行済株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資していること。
  - ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員または職員が兼務していること。
- ※ 直接的な親会社は大企業ではなかったとしても、資金的・人類的に実質の経営を大企業が行っているとみなされる場合の中小企業や小規模事業者も「みなし大企業」と呼ばれます。
- ※ 「みなし大企業」と認定されると、国や自治体などが中小企業を支援する目的で整備した各種公的助成金制度の対象から除外される場合があります。

### 【みなし大企業】の範囲が拡大 (大法人に間接保有される法人等も、中小企業者から除外)

中小企業者向けの一定の特別措置の対象となる中小企業者から除外される「みなし大企業」の判定において、2019年度税制改正前では、大規模法人により2分の1以上または3分の2以上直接保有されている法人に限定されていましたが、範囲の見直しにより、大法人に間接保有される法人等についても「みなし大企業」に該当し、中小企業者から除外されることとなりました。 ※詳しくは下記をご参照ください。

[中小企業の定義に関するよくある質問 | 中小企業庁 \(meti.go.jp\)](#)